中津川興風学校の学校衛生活動年表
―『中津川興風学校日誌』（明治７年～ 37年度）を資料として―

高橋　裕子
愛知教育大学

School Health Activities in Nakatsugawa Kufuh-gakkou Elementary School in the Meiji era.

Yuko TAKAHASHI
Aichi University of Education

キーワード：学校衛生史、中津川興風学校、学校日誌
Key words：History of School Health,　Nakatsugawa Kofu Elementary School,　School Jounal

１．はじめに

これまでの学校衛生史は、基本的には政府の制度史としてとらえられてきた。この点、杉浦守邦は、学校衛生のあゆみは、教育制度のあゆみとわけることができない、と指摘している（杉浦守邦「日本学校保健史」『日本医史学雑誌』第21巻 第３号、1975年）。現代でも日本の学校保健は教育行政によって所掌されていることから、教育制度史と不可分であるとする杉浦のとらえ方は、学校制度のなかの学校衛生の特徴を言い当てている。ただ、こうしたとらえ方は政府による制度化の一方で、学校独自、学校衛生活動を看過してしまう可能性がある。たとえば、予期できないコレラやトラホームの伝染病の流行に対して、教師らが行なった実際的な対処や判断はどうであったのか。さらに、明治24年以降に布達されていく学校衛生制度が、学校現場ではどのように実施されていたか。あるいは、学校医は明治31年に制度化されたが、具体的な活動実態はどのようなものであったのか。これらはよくわかっていない。

本稿では、こうした問題意識から．中津川興風学校の学校日誌を資料とし、そこに記された日常の教育活動や管理活動のなかから、学校衛生にかかわる出来事や手がかりとなる記事をひろう。これまで、学校衛生史研究において、学校日誌資料は、短期間の記録が利用されたことはある。たとえば、吉原瑛は、岡山県師範学校附属小学校の「学校日誌」から大正期の保健活動の実際をさぐっている（吉村瑛「保健教育の歴史（その３）－大正期の「学校日誌」より－」『学校保健研究』第13巻 第11号、1971年）。しかし、ある一つの学校の明治期全般におよぶ通年的な学校日誌資料群を探し出し、学校衛生活動の実態をあきらかにしようとする検討は管見の範囲では見当たらない。幸いにも、現・岐阜県中津川市立中津川南小学校には、創設以来、記録されてきた『中津川興風学校日誌』が残されている。本稿ではこの翻刻本を資料として、学校教育活動のなかの学校衛生に相当する活動、および学校衛生制度の実施実態がわかる記事を抽出してみたい。

２．資料・学校日誌の性格

本稿が資料とするのは、『中津川興風学校日誌』の翻刻本である。この学校日誌の原本は中津川市立南小学校に所蔵されている。これまで、仲新によって教育史研究の視点から基礎的な解読がなされているものである（仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社、1962年）。この日誌は中津川市によって二種の保存事業がなされている。ひとつめは「学校行事」「学校管理」「教育内容」「学校と地域」の４項目別に日誌記事を抽出

した『中津川市教育年表』である。1989年に第１集が刊行され、現在も継続中である（中津川市教育研究所『中津川市教育年表　第１集　興風義校～興風学校（明治７～明治10年)』1989年３月～同上『　同上　第17集（昭和16～20年)』2007年３月)。ふたつめは、日誌の原本の内容をそのまま保存することを目的とした翻刻であり、『資料　興風学校日誌』である。浅野信一氏ら６名の元教員によってすすめられている。現在、第三集の明治38年３月まで翻刻された。本稿では、後者の翻刻本を資料として用い、まだ翻刻がまだなされていない明治38年4月から明治45年７月については、次の機会に譲りたい。

明治期の翻刻本と『中津川市教育年表』の記載時期を示せば、次の通りである。ただし、明治11 年、13年および24年の学校日誌は残存していない（中津川市教育文化資料委員会編『中津川市教育年表』第２集、1992年、凡例。および、同前『同前』第４集、1994年、凡例)。

（１）明治７年１月１日～明治15年12月23日
中津川市教育文化資料委員会編
『資料　興風学校日誌』第一集
（中津川市教育研修所発行、2009年３月）

（２）明治16年１月15日～明治26年12月25日
同上『同上』第二集（同上、2010年３月）

（３）明治27年１月１日～明治38年3月25日
同上『同上』第三集（同上、2011年３月）

（４）明治38年3月25日以降～明治45年末
同上『中津川市教育年表』第６集（同上、1996年３月）

３．選択の基準

日誌記事から学校衛生関連活動として抽出する記事の選択の基準は、三島通良『学校衛生学』（博文館 明治26年）の学校衛生の内容、および、現代の学校衛生論を把握する内容である。後者については、現代のスタンダードと考えられる小倉学『学校保健』（光生館 1987年）を選んだ。両者の詳細を示せば、表１、表２の通りである。

表１　三島通良『学校衛生学』博文館 明治26年

第一篇　総論	第七篇　机、腰掛、姿勢、書籍及ひ塗板
第二篇　校地	第八篇　生徒の疾病及ひ学校醫の監督
第三篇　校舎建築及び教室の構造	第九篇　體繰及ひ遊戯
第四篇　採光法	第十篇　授業及ひ休業
第五篇　換気法	
第六篇　暖室法	

注)「第十篇　授業及ひ休業」では、いわゆる学校病を引きおこさない教育課程や授業のあり方のことが論じされている。(266頁)

表２　小倉学『学校保健』光生館 昭和62年

第１章　序説	第５章　学校生活の管理
1．学校保健とは	1．学校生活の保健的構成
2．学校保健の教育における意義	2．学級生活の保健
3．公衆衛生と学校保健	第６章　学校保健の組織と運営
4．学校保健の変遷	1．学校保健関係職員
第２章　保健管理の領域と方法	2．学校保健組織活動
1．保健管理の領域と側面	第７章　学校保健計画の立案と評価
2．主体管理の方法	1．学校保健活動の５段階
3．環境管理の方法	2．学校保健計画の根拠・内容
4．生活（行動）の管理の方法	3．学校保健計画の実態
第３章　心身の健康管理	第８章　保健教育（保健学習）
1．児童生徒期の発育・発達	1．保健教育の現状
2．児童生徒期の健康問題	2．保健学習の意義と目標
3．健康診断	3．保健学習の内容
4．健康観察	第９章　保健指導
5．伝染病の予防	1．各保健指導の位置・特質
第４章　環境の衛生・安全の管理	2．学級保健指導
1．学校環境衛生	3．個別的保健指導
2．学校安全	4．健康相談

４．凡例

原則的に、翻刻本をそのまま引用する。翻刻本は次のような凡例で表記したものである。

1.漢字･仮名づかいは原則として原本どおりとした。
2.片仮名は平仮名にした。
3.変体仮名および。「コト」「トキ」「トモ」などの合字は通用字体で表記した。
4.欠字･読みの不明箇所は□､伏字は△で表示した。

さらに、本稿では、翻刻本の資料に適宜、句読点をつけた。始業（開校）・終業（閉校）がわかる記事も抽出しゴチックで示した。〔　〕内に参考情報として注を施しゴチックで示した。

資料　中津川興風学校の学校衛生活動年表

ー『中津川興風学校日誌』(明治7年～37 年度)ー

『資料　興風学校日誌』第一集

明治 7 年

紀元二千五百三十四
興風義校日誌
明治七年興風義校

〔記録者不明確 明治 7 月 1 月 1 日～7 年 8 月 31 日 〕

1.1 明治七□　元旦

此日、雪。天絡□礼服多。大集、談話□時、神□□御神酒、給わり、退去。〔学校日誌の初記事〕

1.5 **開校**

2.21 休暇之處、頃日中取調一条に付、傳兵衛、武充、虎之丞、終日出校。生徒平均調認む。〔傳兵衛とは監事の高木傳兵衛、武充とは後の学務委員の市岡武充、矢嶋とは助教の矢嶋虎之丞である。『沿革史　中津川尋常高等小学校』(中津川南小学校所蔵)参照。平均調べとは、出席率調べのことか。〕

5.5 午後第二時半、運動事始。

8.8 **臨時休校**。〔8.10～8.28 日誌記事なし。20 日に開業式を行っているので、8月 19 日まで夏期休業かもしれない。〕

明治七年八月
興風義校日誌
監事局

〔記録者監事局 明治 7 年 8 月 20 日～8 年 4 月 40 日 〕

8.20 明治七年八月二十日　**開業式**

（欠損）第六時、出頭。整列。

（ 〃 ）神祭之式を執行し、教員小林廉作、祝。

（ 〃 ）神前に奏し、畢て退息す。

（ 〃 ）八時、一同教場に列す。

教場卓を中央に圍み、左右共二行に列す。左前列、校官始役掛り列す。

同後列、学區取締を始め、他の教員、并、他正副戸長、適宜列す。

右前列、當校教員、并、支校教員、列す。

同後列、副区長始め、正副戸長、并に、百姓代伍長、適宜列す。

同卓、正面に向、優等生、揚に正列す。

教場以外、男女席を別ち、参観す。

監事市岡政香、戸長間半兵衛、卓の左右に集し、正面北に向ひ立ち、祝辞を颺言す。

次に、教長小林廉作、正面北に向かい立ち、祝辞を颺言す。

次に、監事肥田通一、副戸長岩井休助、左右に進み、祝辞。

次に、会計高木伝兵衛、和歌。百姓代市岡武充、祝辞。

次に、助教岩井織之助、矢島虎之丞、祝辞。

次に、遠山権蔵、左方西に向ひ祝辞。

次に、花岡麗左右右方に東に向ひ祝辞　〔花岡は医師。開校式では助教として登場している様子〕

次に、生徒森杜次郎、藤井高太郎、勝野文蔵、各正面南に向ひ、祝辞。畢て退息す。但し、休息拾分時間。

第十時、教場に於いて、授業の方法の式を行ふ。

生徒十二名、五十音片假名、并、草体変体単語を授く。

次に、生徒十二名、連語、并、書取。小学読本の圖を授く。

次に、生徒九名、地球儀問答、日本地理暗記、日本歴史、形体線度を授け、算術加減乗作文。

是日、天朗、氣清、参観の男女数百名の内外に充満す。夜に入、市中連燈を擧ぐ。

10.12 高田多ぎ(ママ)、病気に而、暫、休校願出候間、指許。〔病気のための休校＝長期欠席の届けをしている。〕

明治8年

4.5 花岡麗左右来る。

明治八年二月
興風学校日誌
監事局

〔記録者監事局(小林廉作かもしれない) 明治 8 年 2 月 25 日～8 年 2 月 25 日。明治 8 年1月～4 月 5 日の間、前日誌と重複している。〕〔明治 7～8 年の日誌の記録者・当番を見るかぎり、監事局とは、市岡政香、肥田通一、高木瀧次郎、菅井守之助、成木来助の5名の監事集団のことを指し、日誌の記録はこれに小林廉作を加えた6名で行っていた様子。〕

2.25 **開校。**天雲。午前八時、生徒百三十名出校。支校教員、並に生徒惣二百十名、午後二時、式畢り退校。

2.28 午前八時、出校。戸籍簿、村吏へ返。〔戸籍簿は、就学者の把握や欠席調べの基礎データとして借りたのかもしれない。〕

4.5　花岡来る。〔前述の医師・教員〕

5.27 阿部殿、差図によ（ママ）机置様を直す。外、無事退校。

6.4　十時、市岡君、花岡氏相見。

6.25 参観、花岡麗左右。

7.20 第三時三十分、寒温機、八十七度に至る。〔摂氏で30度超。華氏86度＝摂氏30度〕

8.26 **休校。**〔前後の8.26、8.27は開校している。〕

9.27 学区取締古屋善造より、生徒人員、書籍、器械、取調。并、目今、学事の事の活隆、且、将来の目途略見込を書出すへき旨、沙汰有之。明朝八時、出頭。取調可致談し、退校す。

10.4 安江、伊六、今井八百蔵、秋作、手傳中、休校願出。戸長奥書願面聞届候。〔家の手伝いのため、休校（長期欠席か）を願い出ていて、戸長が受けている。〕

10.10 第三時、寒温機、六十度。〔華氏60度＝摂氏15.6度〕

10.12 寒暑計、六十五度。〔華氏68度＝摂氏20度〕

10.13 寒暑計、六十度。

10.17 寒暑計、五十七度。〔華氏50度＝摂氏10度〕〔頻繁に温度を図り日誌に記録しているが、教育衛生的な利用（学習のための快適な室温管理）かどうかは不明〕

12.25 此日、**閉校。**

明治9年

興風學校日誌　明治九年一月～
監事局

〔記録者監事局　明治9年1月23日～9年10月17日　〕

1.23 午前九時、**教員出校。**并、生徒。

2.5 寒暑計三十度。

2.9　午後一時、肥田氏、間氏、相見へ、市岡君参り、桃井八左衛門殿、出校。屋祢葺替之儀は代金相集候儀は、戸別割と決議いたし（略）。〔校舎の屋根の葺き替え予算を戸別に割り負担・集金している。〕

3.23　間玉造、附籍、阿部栄、別紙の願書通り退校之後、大和国吉師郡坂垣村益田周治方へ、為修業罷出度旨、願出候に付、退校之趣、聞届於久事。

4.29 午後、掃除。〔掃除初出〕

5.2 掲籍を點檢す。男女通計百三十名を得たり。故に、五日以上不参之者抜記し、各村戸長へ達す。

5.3　是日、五日以上不参生徒、調書を、校世話役江分派す。〔欠席調べか〕

5.12 外に、前田よし、磯貝すゞ、佐藤てつ、戸谷せん、戸谷勇次郎、松原安吉。是も、五日以上之退校に候間、世話役申達候条、是又、御取調可被成候。

5.15 加藤丈太郎、臨時退校之願書差し出す。

5.22 臨時退校を願者、五名。

5.23 臨時退校之生徒、前件之通り。其日之角内へ、記載すべきこと。

5.27 土曜に付き、掃除。正午退校。

6.1　松原粂吉、退校願出聞済。其他、来参生徒、出校を促す。

6.6　五日以上、不来之生徒、促す。

6.12 渡辺つち、病氣につき、退校を免。〔免（ゆるす）。すなわち、病気早退を許可した。〕

6.23 菅川いち義は、生絲製造手傳之内、退校願出候間、聞届。

7.10 土屋弥兵衛呼出し、次男、庄二郎出校の義を促す。

7.13學齢生徒、出頭を促し、其他、農業中退差免置く。〔免（ゆるし）置く。つまり、中退を許可した。〕

7.14　なるみ屋弥兵衛相見、二男、休校の義に付、呼出し候間、篤と取調候所、急の内、にい多喜江、奉公に差遣し度旨、申出候間、早々願出、上證、願出可申と相達置候。

7.27 成瀬清助、病気願書、醫無之に付、戸長江回返し候也。此後、醫無之病氣願書に奥印無之よふ、戸長江打合置候也。

8･10 古根平治、臨時退校願出候。

8.13 **8月十三日より十六日迄休業**

9.11 花岡麗造、同断出校。

9.25 教育雑誌、廻達相成候に付、寫し納むる。

〔明治9年10月18日～12月31日の学校日誌は見当たらない〕

明治10年

明治十年
興風學校日誌
第一号事務局

〔記録者事務局　明治10年2月12日～9年12月20日〕

2.12　午前八時、諸役員、出校。午後第壱時、**開場式。**

2.13　教場位置を改む。

3.1　（別紙）

一　今般、入校退校願書雛形相廻し候条、各組長に寫し置、其部下、入退校の者江懇諭可有之候也。

一　満六歳より満十四歳までの者、生年月日、二月何歳何ヶ月に相成候哉、其部下無洩取調当校江

向け、御差出し可有之候也。
興風学校
事務局

中津川村　組長御中
但し一号組より次に御廻達之事

退校願書　但し五日以上不参之者を云
何村何番地何号組
何誰何男女
何誰
明治何年何月何歳何ヶ月
右之者何〃之事故により何月幾日より何月幾日迄臨事（ママ）退校（或は学齢満るに付退校）為致度候条此段奉願上候也。
本人
年号　月　日　何　誰　印
組長
何　誰　印
興風学校
監事御中

戸長奥書　戸長
何　誰　印

入校願書
何村何番地何号組
何誰何男女
何　誰
年号干支何月何日出生
明治何年何月何歳何ヶ月
右之者今般入校為致度候条此段奉願上候也
年号月日　本人
何　誰　印
組長
何　誰　印
興風学校
監事御中
戸長奥印
右之通り
戸長
何　誰　印

4.4　市岡政香、菅井三九郎、酒井哲四郎、参観。
肥田九兵衛、并、中川万兵衛、間吉左衛門、学齢入員調書持参。入校期限一月廿日より三十一日迄。五月廿日より卅一日迄。九月廿日より卅日迄。右、三期相定、組長へ達す。水野彌兵衛組下、楯彌八郎長女さた、退校願書組長奥印に而、差出候間、差戻す。
4.18 恵下二十五号組石田岩吉長男、同性、森吉、病気に付、醫案書、相添願書持参、願出候。
5.11 手賀野村生徒昇校不致に付、別紙の通り。
打合置候条、明日、当番にて、回答書御受取可、被成候。回答書不出は、御催促可有之候也。
（別紙）
貴村より入校生徒、日中、壱人も昇校不致候處、如何之儀に候哉。兼て五日以上、休業之生徒は、父兄組長連署、戸長奥印の上、該校事務局江可致出校則に候處、何等の事故を以て昇校不致哉。確と御取糺の上、本月十二日、午前十時迄に、無遅延御回答可有之候也。
但、十二日土曜日半日休課に付、刻延滞致候ては、間に合不申候也。

午後三時、退校。
生徒百二十四人　内男子八十三人。女四十一人。
市岡政香
5.12 午前十時、手賀野村吉田満蔵、安藤喜太郎、出頭有之。回答同村内取糺し候處、何も事故無之候へとも、当時、田畑に出、或は、山野に日を暮し候に付、不出者、并に、田畑、山野に出さる者は、頗る少年のみに而、途中に遊候。出校不致候間、爾来、嚴重申し達し御規則之通に取扱可申候よし。出席生徒、百三十人、八十三人、四十七人。成瀬鉄蔵、農事繁忙に付、退校出願許可。
5.14 安江伊六、儀、農業中退校願書差出候處、雛形にそむき候間、差戻す。
5.16 安江伊六、安江傳蔵、臨時退校出願許可す。
6.4　午前八時、中村、成瀬新蔵、出頭。孫、孝四郎、臨時退校を乞。
肥田き那、臨時退校出願。
7.18 諸簿點検。生徒出席忙に至る廿一日、廿二日之義へ、未来い至り捺したるなり。故に、闌内、黒點を施し、後人の惑いを解、諸君注意し玉へ。〔8.11

～8.17 記録なし。例年通の休課かもしれない。〕

10.22間氏、不参学齢簿取調、組長へ廻す。

10.23 成木新七、今以、学齢名簿持参、無之、催促致し置、後番に而宜敷御取計有之度候也。

10.25 近藤みや出校無之に付、組長に申し遣し候。成木新七、学齢名簿、以今不差出候間、亦々、申遣し候。明廿六日、当番より、御催促候事。

明治 11 年

〔明治 11 年の学校日誌はない。『中津川教育年報』第二集、凡例(1)〕

明治 12 年

明治十二年二月三日　月曜開校　興風學校日誌

〔記録者小林廉作(1)明治 12 年 2 月 3 日～12 年 3 月 31 日 〕

2.3紀元二千五百三十九年明治十二年二月三日月曜日、**開校。**

一同、登校。教場の塵埃を掃除し、各局椅卓の位置を整頓し、毎級生、教育日誌、并、教育雑誌の帳簿を製す。

一局を十區に分かち擔當を定む。(略)**〔続いて、各局各級の担当者一覧が記されているが、省略した。〕**

2.5一　教員出校。欠員無し。新入生、教場の配置、并、分局、或は、中絶の生徒あり。之を各局に配合するに當り、諸局混雑す。

2.26 月次試験終り、生徒の坐席改定す。**〔発育発達・視力等への改定なら学校衛生配慮。成績への改定なら学習指導配慮〕**

2.28 一日平均百六十九人三歩五里五毛。(略) **〔続いて、各局の出席率の一覧が記されているが省略した。児童の健康管理のための欠席調べなら学校衛生、登校率しらべなら就学促進の一一端を示している。〕**

3.4現今、九局三十五名餘、未熟熟混合の局なれとも、既に、卒業の期に臨み候得は、試験を行ひ、卒業の者を區別し、落第の者は、十局優等生と組み合せ、十局へ新入生を組合せは可ならんかの議を出す。

3.13 本日午前、十時間、十局に於て、当該生奥村隅吉、俄然発病、氣将に絶えんとす。迅速、医生を招ふ。花岡麗左右、直に出頭、療養を加ふ。忽舊に復す。該症は蟲にて、嘗て、此症を発せし事ありと云。**〔地域の医師、助教(明治 7 年他)でもある花岡が救急措置を行っている。〕**

3.20 生員充填し、校中狭隘に付、監事局、假に、教員控席に合併し、第三局を舊監事局に移し、四局を三局に、七局を四局に、第十一局を七局轉移す。

明治十二年二月三日開校　興風學校日誌　其の二

〔記録者事務局　明治 12 年 2 月 3 日～2 月 26 日 〕

〔日誌の原本には、年月日やタイトルの記載はなく、日誌時期は同頁に続けて記録されている。〕

3.25 教育雑誌、第八十八号、第八十九号、學區取締より来る。

明治十二年二月五日より
興風学校日誌
事務局

〔記録者事務局　明治 12 年 2 月 3 日～2 月 26 日 〕

3.1 生徒下駄箱傘置を設置す。

3.20 事務局の位地を更め、跡へ教場を移す。

7.7 本日、酒井哲四郎、虎列剌病豫防薬、生徒一人に付一包つゝ、合計二百十二包寄附す。特別の事に付、早速、縣廳江報告す。

又、校事へ豫防法施行す。

7.14 十四日より村會議場移転に付、閉場の日まで休課。

9.3 **三日より十五日まで**、虎列剌病蔓延に付、**閉校**。自宅に於て、受持生徒、授業。

9.16 **十六日より、開校**。授業、平日の如し。

第弐號
明治十二年四月一日より
興風學校日誌

〔記録者小林廉作(2) 明治 12 年 4 月 1 日～6 月 16 日 〕

4.1一　本日**開校**。尓来、生徒就学の景況を視察するに、二月五日授業を始め、本日、新に学に就くもの十七名、尓来、十日頃に至り、凡三十名。二月の末に至り、大約四十餘名の新生を増加す。就中、二月廿六日の如き百九十人の登校生あるに至る。是、一時、競進の勢なり。此時に際し、下級の局、充填満員して、甚た雑擾せり(中略)。後、三月に至り、陰雨連日止ます。五日六日の際、恵那岳頂、及、近傍の連峯へ雪を降し再ひ料峭の寒氣を帰す。依て、小児輩の為めに頗配慮せり。十七日に至り、更に十一局を設け、十局を分つ。然れとも、生徒毎日昇校するもの、稍、減し、百四十餘名の日あるに至る。是、峭寒の為に減したるものゝ如し。二

十一日二日頃に至り、尚、峭寒甚しく、櫻花方さに開かんとして、雪を掩ふに至る。於、是生徒就学の日を比較せは、二月より、若干分の平均を減するならんと思ひしに、却て、増加せり。是れ、新生を再募集したるに依るならん。今日に至ては、十分の温暖なれは、本月も比例は更に増加す可し。左に両月の比較を掲す。(略)

4.2七局六級生(三名、氏名略)、八局生七級生(一名、氏名略)、九局(一名、氏名略)、十一局(一名、氏名略)、学校門外、大脇氏虚宅へ入り、其所有物なる、蝙蝠傘の鋲骨の折れたるものを持来る。依て、之を弾糾し、且つ、其情態を見るに皆性質は善良なる小児輩なり。然れとも、其、平素の所業、遊戯、皆下等に習慣するものにして、一時の携誘に依て、如是所為ありしなる可しと思はる。即ち、其為す可からさるの事理を懇諭し、学校罰則に照準し、三週間、若くは、二週一週の学校掃除を命す。後を懲らさめんか為なり。抑、該生等は平素習慣の善からさるを以、此の如き所為ありて、其良心を害すと雖も、学校生に於て斯の如き所為ありと云はゝ、其罪何か在る。我輩教員其罪を罰し、越人か射に於ける如く、晏然止む可き。嗚呼、難き哉教員の職、父兄より其子弟を託せされ、如是不良事ある、何を以處置せん。先哲も、猶之を病めり。悪習の弊、之を如何せん。

〔衛生の一環ではなく、懲罰のため清掃だったらしい。〕

4.10 一局生、市川幸之助、退校願書差出す。

5.2 本日、土岐取締より布達。岩村小校(ママ)に於て、傳習生徒、并、小学裁縫生傳習の募集あり。裁縫教員、養生規則を付回達す。

5.18 一　本日縣廳届済の上、苗木小校(ママ)於て教員會議相開き、小林廉作出頭す。其概畧左に(中略)。今、此試験を行はんとする時は、暫時温習なくんはある可からす。然るに、現今、農事に当り、農業中退校の生員あり。故に、植付後、登校数日の温習を経て、七月上旬に定む可きの議あり。或いは、農事、凡三十餘を怠るときは、却って失誤する所あらん。依て、日限を急にして、来月一日と定めは可ならんかの議あり。遂に、前議に多く、左祖し。

(略)

5.23 右は、駒場手賀野両村合併して興風第二校を分立し、下等小学を教授取計度旨、示談の上、既に縣廳江氏願出し有之に付、其教場等の位置を見る為めに小林、岩井、矢嶋、并、監事出頭。本村戸長設楽啓助不在、粗其概況を定めて帰る。

5.28　一　田口助次郎、家事繁忙に付き、当分、出校難出来由、監事迄届出候。

6.1　一　手賀野駒場分校の願書届の指令有之。本日相達す。

一　五課雑報来る中、学區會議決、変則中学を設置するの議あり。

6.9 菅井吉之助、当分、家事繁忙、出校難出来。依て、十五、六日頃まで不出の旨、申出す。

6.13 一　本日、教育雑誌一綴、落合へ逓送し(略)。

明治十二年六月十六日より
興風學校日誌

〔記録者小林廉作(3)　明治 12 年 6 月 16 日～9 月 3 日　〕

7.10 比較試験、当撰の者(中略)

都合二十七人、明日、午前出発。大井行の旨を告け、且、途中、并、滞在中の心得を論す。曰、身体の保護第一の事。其次第、道中、不時の食物、多量なるを禁す。暑中、渇定めて多かる可し。其時、多量の水を飲む可からす。滞在中、叨りに市中を徘徊し、或は露店に立ち、食物を求め、見苦敷振舞、不相成事。又、荷物は石盤、并、書物、着替、衣類一枚、或は、袴一と纏めにして學校へ出す事。

8.22 虎列刺病、追〃傳遷。既に本懸に及ひ、当今は懸下二三郡を除くの外、各地に患者有之由。且、愛知、名古屋は、多分有之。右に付、右病掛員、并、郡吏出張、豫防法を厳重に施設致す可く旨。依て、肥田通一、本村の副議長の任を負ふを以、本日臨時會を設け、其方法を議する為め、欠席せり。

8.30 **来九月一日より、通常の通、授業取計の事。**但一日は二百有十日、農家一般の休課にも有之。且は、暑中の休業も十分無之に付、本日を臨時休課とす。

9.3 (朱書)

総計二百八人半(男百三十五人、女七十三人半)

主者市岡政香、肥田通一、出校。虎列刺蔓延、既に、木曽妻篭目三留野に、患者有之趣。依、本校、生員多人数の中にて、萬一、発病人等有之節は、大害を醸し候に付、当分閉校の方、可然哉の儀を演す。

右、教員衆議に附し、或は云。禍を未然に防禦す

るは勿論の事なれとも、目方近傍に激烈の感染者有之儀にも無之。且、豫防に至ては、該校抔は空気流通の場所、更に閉校する時は、自然生員の懶怠を生し、随て何分の弊を可生。依て、午前限の授業と定、新鮮の空気に呼吸せは、多分妨害無かる可し。

又或は云、前説に更に閉校せば、生員の懶惰を生し進歩を害すると言はれしは当れりと雖も、萬一衆生中にて発病者あるときは、之を遁れんとすと雖も遁るる能はす。其発する朝夕の別あるまし。発するときは全生必す感染するならんと思定す。且、該校にて新鮮の空気に呼吸せしよりは、各自家に在り父兄の保護にて豫防するの勝れるに若かす。怠惰は後に醫す可し。病者を不病者と為す可からす。閉校可然。

又或は、後説を賛成して曰、其議ならは、無論閉校可。

然は云、前説者曰、無論閉校を賛する意見は知らず、吾輩、前説を伸ふるものは、今幾許の日数を閉校するときは、幾何分かの弊害を生し、授業の障害鮮少ならす。且、新鮮の空気を吐納せは豫防ともなる可し。依て前言を践む。

（記者註して曰く、第一発論者の説は授業上に熱心して論する所あらんとするものなり。蓋し、我国大学より中学に専門に、某学校多しと雖、未た該病の為に廃業する者を聞かす。嘗て聞く、某縣に該病蔓延して、暑熱中、権宜を以て閉校す可きの令あるを聞くのみ。夫れ、大中学校の規則備はるに至りては、其豫防も亦厳なり。豫防の闕くる有る校に至りては、之を保護する能はす。今、該校の如き、卑湿汚下流病を招くの地に非す。豫防の行届かさるの校に非す。且、近傍に在りと雖も、未た、絶脉の実証なりと確認せす。劇烈傳染の形状をも見す。防禦以て教育を施さは生員の怠惰を防ぎ、学術の進むと退くと其差、大に異なる所あらんとなり。）

茲に原案者ありて曰く、此議全く豫防の為に建ふるにあらす。豫防は自家精々注意す可き処、且、豫防は自家在りて保護せんよりは、該校に在る方勝らん。如何となれは、家に在るときは、或は炎熱に暴され、或は水浴に度を過し、或は多量の食物を食る。是皆、児童の必す有る所にして、閉校無業の時日を消費するは、父兄の制して制する能はさる所あらん。然れとも校中一人の病者あらは、衆人の害なり。故に此議を設るものなり。

又後説を無論賛する人の云、吾輩、又、生徒の怠惰を生するに掛念無きに非す。萬々授業を施し、進歩を促さんと欲するは、吾素志なり。然れとも、論議上、校中に一患者多生に害を及すと云ふに至ては、豫防して必す無しと云ふ可からす。依て無論賛成すと云。

（記者曰、凡そ事豫め期す可からす。之を期して、必す當ると為す可からす。其之を期し、必す有り必す無し決して成る、決して成らすと断定するものは、道理、茲に在る有て有無成否皆理を推して論するものなり。今、疾病の如き名医も其原因を察する能はす。石炭酸防薬なりと云て、必す之を用ひて感染せすと云う可からす。成員教育の如き父母より委任せらると雖も、所有者は父母なり。必す恙なしと云確據あるに非されは、之を保する能はす。可惜、進業を妨くるより、寧之を其所有者に返さん。故後説を賛するなる可し）

判者曰、各自議する所を聞くに、既に熟せり。今、議則に依て、賛者多き説を取らんと決議の旨を立議者、即、校務主任者に報告す。依て、左の書を草して、郡廳の指令を乞ふものとす。

伺書

虎列剌病近々蔓延に及ひ既に信濃国妻篭駅に該病患者有之。趣右妻篭駅は本村を距ること四里程。殊に沿道往来旅行も有之、甚心配の儀に付該病鎮静の期に至る迄臨時閉校取計度。何分の御指令奉願候。

九月三日　　主者＿＿＿＿＿＿

監事＿＿＿＿＿＿

惠那郡廳長官代理

書記　片山　某殿

右、議事に依り、決定する所、各議説を推察して記者の贅する所ありと雖も、全く傳會の説に非す。識者ありて、教育者の心情を知せは、自ら判然たるへし。

決定の後、或いは郡廳を経由許可を得て、後に、す可きや。又、日限は幾許、或いは郡廳の許可を経すとも、決議の上は、閉校可然。或いは、三日以下なれは、届無くとも臨時の休暇の振りにして可なり、

の説。又若し、郡廳閉校の指令無きときは、豫防に於て如何の説あれとも、必竟人民公衆の害を恐れ、公立学校に在り専ら擔任するものゝ不安心より決議したる事なれは、便宜を以、本日より午後より閉校と定むるも、後日、辨解の辞あるを以て、臨時休課の令を生徒に示し、且、豫防の忽せにす可からさるを説諭して退校す。

右の議に依て、明四日一局生の試験を延引して、他日に期す。

（欄外付記）原案者説に、萬一患者あるときは、吐瀉物等は焼き拂は子はならす。依て、校中を焼失する事あらは、村内の大失費ならんの恐れある、の説あり。

記者の説も説、若、議論上に亘ては、猶、幾許の論議かあらん。然れとも、到底教育の餘事にも論及して、其結局を見るに難きを以て、判者は賛成者ある説を取て決す。是又、識者の教育に心ある人の判断を待つ可し。

〔この記事については、拙稿「中津川興風学校の学校衛生—明治 12 年のコレラ会議の検討—」（『愛知教育大学研究報告　人文・社会科学編』第 60 輯、2011 年）参照。〕

興風學校日誌　第四號
明治十二年九月十六日より

〔記録者小林廉作（4）明治 12 年 9 月 16 日～12 月 24 日　〕

9.16 流行病に付、本月三日、衆議を以休業の議郡廳へ伺書を差出有之候処、右は休課に不及との事に付、本日より授業相始む。

10.14 本校、小使部屋を修して村廳と為す。依て、本日、大工来り。普請に着手す。

10.27 女学教場、并、裁縫所普請に取掛る。

11.1 本日、戸長役場を校中へ移す。

11.19 本日、校務掛員市岡政香、高木龍次郎、間杢右衛門、成木頼助、出校。学校所有物、書物、器械を取調へ、兼て女学縫裁開業の儀を議す

11.20 明治十二年一月よりの景況

（中略）茲に本校に於て闕く所の緊要の教科あり。未た女子上等縫裁課を設けさる是れなり。（略）但、縫裁と雖も、一週間に一次、乃二次は家政経済、并、修身、養生等の要旨を講して、聞かしむものととす。（略）

12.8 **縫裁開業式**、休課。

12.24 **卒業生證状授与式**。（中略）

演述

（中略）又一人は勝野又三郎。これは落合村孜汲学校にて、上等八級までを卒業したるものにして、本年更に本校の生員となり、其学力の適当せるを以、上級の教場に入れ、同じく其教課を傳習したるものなり。其間に学ふ所の学課は、歴史の世運形勢を察し、地理書の世界風土の各種なるを了知し、数学の物量を測り、理学の万物の形状変化を講究し、化学の物質分合の妙機を探り、文典の文法を論し、生理学の身体の構造位置を検査し、且、健全の道を知り、修身学の人間交際の道を講する経済學の國家を経理する。其他、習字、作文、博物学、等、皆世間有用の学問にして、今其大要を経歴するものなり。其数年間の勉刻苦は想像す可し。是、実に開明の世に遭遇したる大幸福にして、其、父母たるものも、父母たるの職務を尽くしたるものと謂ふべし。（略）

明治 13 年

〔「13 年の日誌は残念ながら見当たらず収録できなかった」『中津川市教育年表』第二集 1992 年、凡例〕

明治 14 年

第一號　興風学校日誌　明治十四年二月一日より

〔記録者小林廉作（5）明治 14 年 2 月 1 日～8 月 11 日　〕

2.1 **開校。**

4.22 駒場分校生、**卒業證書授与式**を執行す。

5.18 朝野新聞抜粋　第十二号

小学校教則綱領、別冊の通、相定候条、比皆、相達候事。

明治十四年五月四日　文部卿　福岡孝悌

小学校教則綱領

第一章　小学科の区分　○第一條**〔以下、各条項内容が記されるが省略。〕**

5.19（前号続き）第三章小学校各等科程度（略）

5.25 ー前号の続きー

第二拾条　生理　生理は高等科に至て、之を課し、骨格、筋肉、皮膚、消化、血液の循環、呼吸感覚の説等、児童の理會し易きものを選て、之を授け、務て実際の観察、或は模型等に依て、其理を了解せしむべし。又、兼て、緊切の養生法を授けん事を要す。（略）

8.2 昨日、郡衙へ召集の議は、豫て文部省より頒布相

成候、教員心得書なり。神谷郡長、其旨を演達し、且、教育會を開き、郡下教育の進捗を謀られん事を勧誘される。

8.9 **本日より十七日迄、例年通、休課**とす。

明治十四年八月十八日より
第貳号 興風小學校日誌

〔記録者小林廉作(6) 明治 14 年 8 月 18 日～12 月 24 日 〕

8.22 本日、學齢簿調整を休す。

8.27 朝野新聞抜粋

第弐拾九号

師範學校教則の大綱別冊の通、可相心得比旨相達候事。

文部卿福岡孝第代理

明治十四年八月十九日 文部少輔 九鬼隆一

師範學校教則大綱

第一条 師範學校は小學校教員たるに必須の學科を授くる所とす。○第二条 師範學科を分て初等中等高等の三とす。○第三条 初等師範學科は修身、読書、習字、算術、地理、物理、教育學學校管理法、実地授業、及唱歌、体操とす。(略)

10.5 本日は当地、演劇場に於て、俳優興行初日大入りにて、生徒の出校するもの僅に十分の二に足らす。是、土風の然らしむ所か。且、其父兄たるもの、見料の少なきか為めに、本日の勧場を子弟に許すの事情ありて、然るか、何れも教育の成否に関するの大なるものなれば、聊か茲に警言す。〔出席・欠席への地域・父兄の意識が窺い知れる。〕

12.24 生徒、**卒業証書授與式**を執行す。

明治 15 年

明治十五年二月
興風學校事務日誌

〔明治 15 年 2 月 1 日～12 月 23 日〕

2. 1 **開校。**

8.10 **明十一日より来る十七日迄、休課**に付、教員、并に生徒に通知する。

8.11 従前、**本日より盆休、之由に付、本日より休課**候事。〔休課か〕

12.22 本日、午前授業、**午後より閉校**候事。

明治十五年二月一日より
興風学校日誌
小林廉作記

〔記録者小林廉作(7) 明治 15 年 2 月 1 日～9 月 16 日〕

2.1 **例に依り、開校**す。

3.1 一 予は戸長役場へ学校に就きての異見建言書を出す。

建言書

(略)学校は村役場との関係を分理し、学校は学校にて自然獨立之姿に有之。唯、学資を村役場の調度の任するのみにて、村役場職員にして、学校之事情を弁知せさるに至る。又、学校中にては、教員と監事との職務混雑して、分明ならず。萬事に不都合生じ候。(略)

年月日

小林廉作 印

戸長宛

〔学校管理に関わる管理・役割意識と、教育の教員による自治意識(現場者の裁量権)が感じとれる。衛生管理は、教育活動と密接にかかわる関わる管理業務である。〕

3.24 岐阜教育社設立広告〔設立の趣旨と入会の勧誘文〕

(略)冀くは、教校の任に在る諸君は勿論、学事、監督、学校管理の責に任する郡吏員、并に、各学校區学務委員、各学校主者、監事等より、農商工業衛生等、凡、教育に関係ある諸君、本社の趣旨を賛成ありて、入社あらん事を。〔29 条にわたる「岐阜教育者規約」は、省略〕

7.26 監事、戸長列席にて、生徒不就学正を督促の件、并、学校新築の儀を説諭す。

資料『興風学校日誌』第二集

明治 16 年

明治十六年より 興風學校事務日誌

〔明治 16 年1月 15 日～19 年 12 月 24 日？〕

1.15 **駒場村第二校開校**に付、校長小林廉作、監事市岡直行、出校。

2.16 一 **本日開校**に付、教員、監事、生徒、何連も出校。

2.19 明廿日より**縫裁課始め**候に付、右教員、并、生徒に通知候事。

3.6 明治十一年處生の村内児童を調査す。〔就学調査の類か〕

4.19 大工小木曽小六来り。新築を談す。

5.16 堀岩吉長女、里よう、休校願届書を出す。本人出頭を命ず。

5.18 千旦林校より来書あり。書曰く、来廿日を以て、新築学校開校式を行ふと。

6.1　第四教場試験、及第に付、正午より休課。但し、初等一年前期生、縫裁九名、其外、養蠶農事の時なるによる。

12.22 **此日、閉校。**

明治 17 年

明治十七年二月中

〔明治 17 年 2 月 5 日～17 年 12 月 25 日〕

2.5　**開校**に付、教員七名、縫裁教員弐名、出頭。

2.27 教育新志、請求有。一ヶ年の定価也。但し、昨十一月より本年十月迄。〔**『東京教育新志』(後継雑誌『教育新志』東京　伝習社、1号は 1877 年～)のことか。**〕

6.22 本日、全郡醫員會に付、女紅場、借用致し度旨、林淳一より書面に付、閣置。〔**林淳一、初出。**〕

8.11一　明、**十二日より五日間、夏期休業**の旨、郡衙へ届書出す。

12.25**本日、閉校**。

一　十二月廿七日、就学調査簿製帳、学務委員江出す。

明治 18 年

明治十八年二月中

〔明治 18 年1月 12 日～18 年 12 月 21 日〕

1.31 、二月二日、**開校**之旨、戸長に役場へ通達、村内江報告す。

2.5　一　本日伝習舎江、金一圓三拾五銭、五十回分、新志代價為替に而、差立る。〔**『東京教育新志』(東京　伝習社)か。明治 17 年 2 月 27 日にも。**〕

2.16 一　小學教育新篇　西邨次郎訳〔**書籍種々購入。16 年 10 月頃にも頻繁に購入しているが、この時は古典が多いのに比べて、今回は教授方などの翻訳・移入物が多い様子。**〕

5.5 一　東京下谷區十四番地、開發舎江、教育時論拾冊代、四十七銭。

7.13一　學校新築に付、落成迄、同所に於て、授業可致旨、届書郡衙江出す。

8.3 一　長瀬松兵衛、病弱に付、欠席。

8.10一　明後十二日より十六日迄、五日間**休課**致す旨、郡衙江届書出す。

12.21 一　明廿二日より、来一月十九日、**冬期休業**之届書出す。

明治 19 年

明治十九年中

〔明治 19 年1月 6 日～19 年 12 月 24 日〕

1.21 一　**新築学校に於て開校**之処、未た落成不相に付、来る**廿四日迄、休業**致させ。

5.28 東京開発舎江、教育時論代、壱号より三十八号迄、壱円九十銭、相渡す。

7.31 一　**八月十一日より、廿七日迄、夏期休業**。郡衙江届書出す。

10.7 岐阜啓文社岐阜縣令月報、当七月より廿年六月迄之代金、壱圓拾銭、役場より受取、当人江相渡す、受取有。

12.24 **本日より来一月十一日迄、冬期休業**之旨、役場江相届候。

明治 18 年

明治十八年二月二日より起す
興風小学校日誌
擔当記者
小林廉作

〔記録者小林廉作(8)　明治 18 年 2 月 2 日～9 月 7 日〕

2.2一　本日を以て**授業始**とす。

7.1一　本月二日、大風。学校破損。依て、新町裏劇場を假学校とし、移轉す。
学校新築方法、本縣学務課へ諮詢認可を得たり。

8.1一　先月中旬頃より、麻疹流行。目今、生徒出席の数、凡、十分の一に減せり。

8.3 長瀬松兵衛、不出。麻疹の由。

8.6 一　戸長、役場より示談致し度義有之に付、出頭有度旨、申越候に付、出頭之處、生徒麻疹患者授業方、学務課より達之由。依て、適宜、下級麻疹に罹る可きもの丈け、休業可致筈、取極め候。

8.11 **十六日迄、休業**之届書を出す。

8.18 七日より本日に至る迄、十日間、一滴の雨なく、暑気、随て甚しく、麻疹の流行に加ふるに、下痢、或は、気管の病を發し、幼童にして死するもの、間々を見る。

明治 19 年

興風小学校日記　擔当記者
小林廉作
明治十九年

〔記録者小林廉作（9） 明治 19 年 6 月 17 日～10 月 29 日〕

6.19 明日、組合医會合に付、学校へ教場を借り受旨、會頭林淳一より依頼有之。

6.22 目今、愛知縣名古屋に虎刺病流行。六七十人の患者有之由。付ては、校中も注意有之度旨、戸長より通知あり。依て、各級生徒に其旨を説示す。

〔6 月 30 日～8日 7 日頃まで、しきりに室温を測って日誌に記し、暑気を気にしている。小林の学校衛生的態度か。前年までも、8月前後を中心に同様に、室温を示し、暑気、気温の高さを気にしている。その記事の比較的直後に、コレラや麻疹が流行している。〕

8.31 一　昨午後、開発社へ雑誌代壱円十銭、郵便為替にて、差出す。〔開発社。よって雑誌『教育時論』か。〕

9.31 教育時論、五十二号来る。

明治 20 年

明治廿年一月ヨリ
事務日誌
中津川高等尋常簡易小学校

〔記録者事務 明治 20 年1月 10 日～21 年 12 月 25 日〕

1.10 明、**十一日より開校**之旨、戸長、役場江照會。厳寒之時節に付、授業時間は暫く斟酌可致儀も照會し候。〔気候と学習環境の適宜を考える。学校衛生的態度か。役場に照会しているのも面白い。役場が許可すれば、教育行政の判断の中にある主の学校衛生観があるといえる。〕

6.21 来る**廿七日、開校式**に付、長官始め懸り官吏之臨席之由。

6.27 （**開校式**）

7.13 **夏期休業、明朝**の通り、届け出す。

7.15 **明十六日より八月十五日まで、休業**之旨、生徒に通知す。

8.17 **開校。**

12.24 教育時論代、壱円拾銭。

明治 21 年

廿一年一月

〔明治 21 年1月 1 日～10 月 25 日〕

1.11 **開校。**

8.1 一　定規に依て、**七月十六より八月十五日迄、夏期休課**。

8.17 **開校。**

11.25 廿五日より廿九日迄、五日間、本校内於て、教育會、及、衛生會等有之に付休校す。

12.24 時論新法二十部代。〔時論は『教育時論』か。新法は『内外教育新報』（東京 教育社、明治 11 年3月発刊、12 年まで）かもしれないが、刊行が終わっているので注意。〕

明治二十一年一月より
中津川學校日誌

〔記録者小林廉作（10） 明治 21 年1月 11 日～8月 17 日〕

1.11 **開校**す。

1.12 本郡小學校生徒缺席者督責方手續、別紙之通相定む。自今、右手続きにより可取扱此旨訓示す。

一　本日、郡衙の訓旨と戸長役場より回送す。左に、

戸長役場
小學校

恵那郡役所部内各小學校生徒缺席者督責方手續

第一條　凡、小學生徒にして疾病事故等ありて休業するときは、本縣、小學校規則第七條に遵據する勿論なれとも、尚、其怠惰を防遏せんか為此手續を設く。

第二條　小學校校長、又は、上席訓導は、毎一週間、生徒出席簿を點檢し、通告なくして欠席するものあり、又は、通告ありたるもの、其實にあらさるを発見したるときは、其父兄に就き、事実取調の上、出校を督責するものとす。

但し、時宜により、幹事をして取扱はしむるを得。

第三條　前條の如く督責するも、尚、出校を怠るものあるときは、之を所轄戸長に申告すへ可し。

第四條　戸長は、申告を得れは、速に其父兄を役場に呼出し、懇切説論を加へて、出校せしむ可し。若し、其効験を見されは、所轄郡長に具状するものとす。

1.13 郡衙より戸長集会へ、諮問案。

- 學齢児童就學猶豫出願者調査の件
- 簡易科教員待遇の件
- 教員任免手續きの件
- 小學校資産蓄積方法如何
- 濃飛私立衛生會入會の件
- 飲料水試験の件
- 暴風雨落雷大雪等報告の件
- 簡易科町村費の件

・學事年報の件

2.23 今般、生徒操行査定法第三條に依り、細則相立候との参考に供せんか為、信濃教育會議定草按を時論より抜萃す。(略)

3.26 **卒業、及、學年修業の証書授與式**を執行す。

〔年度末の卒業式、初出か。明治 12 年、14 年は 12 月 24 日に卒業式を行っている。〕

4.18 感冒の故か、耳俄に聾し、林氏に至り洗滌を乞う。

4.21・ 明廿二日、苗木村に於て、恵那教育支會北部會を開く。

4.22 本日、會員四十六名、會員入退を報告し(十五人加名、四人退會。現在員百五十二人)、幹一名抽籤にて退職山田大助後任、中山兎五郎氏なり。(略)

第一時　郡衙諮問案

授業時間割學課前後の件

續法算術の類を午前とし、習字圖画の類を後にする事。(略)

(欄外註記)

学校の周邊を見て、教育の方針を定むべし。

討論　運動會云々、通知簿云々、干渉教育云々、尋常科圖画云々、子守教云々。

〔恵那教育支會北部部會(4.21 に記事)で、時間割の学習効果・教授衛生的なこと、初の中高等小学校生の効果、などを評価をふまえた改善・検討している。〕

4.23苗木村小学校に於て、衛生部會を開く。午後、凡、二時間臨席し、諮問案学校衛生の急務云々の諮問按、及、死屍浴水云々の件に対する見込み等にて。三時後、帰宅す。

6.27 本日は、昨年**開校式**の日なり。

7.5 其一月の出席寡きは、凍寒の候、寒氣傷み、或は、感冒等の患あるに依るか如し。故に、一、二年生に缺席多きを見るなり。又、五、六両月の漸次缺席多きは、同しく農事の繁忙なるに依れり。殊に、此時期は、農業の為め一時休校を願ひ出るもの三十九名なりし。茲に、半年末生徒調査を、以前年末の調査に比すれは、総員にて三十七人を増し、又、出席生徒平均、前年末百分の七十に對する百分の八十六を得るを以見れは、殆と百分の十六を増す。此前年、十二月末を以訓示せられたる生徒缺席者督席方手續を施行すると、近来、稍世上の不景気を挽回したるの結果なる事を信す。依て、後、此機を愆らさる様に注意するは、現時の急務とする所なり。

7.14 来る**十六日より夏期休業**の処、**本日土曜に付、午後より休業**とす。

中津学校日誌　明治廿一年八月十五日製

〔記録者小林廉作(11) 明治 21 年 8 月 16 日～12 月 25 日〕

8.26 **夏期休業七月十六日より八月十五日迄、**三十一日間、即、四週と三日にて、本日より始業の筈なりしが、道路恵那聯合會あり。郡衙よりの依頼に依て、校堂を昨今両日間、貸したる故を以、**明十七日より始むる**こととす。

11.28 衛生會を開きしか。出席員少く、夜、談話會を為す。

12.5 本日、町村制區劃諮問に付、学校楼上假用の儀を、林郡書記より依頼す。然るに、本日は、延引す。依、午後三時より、松本了順医官の衛生談話あり。

〔松本良順、だと考えられる。〕

中津川學校日誌　　明治廿二年一月

〔記録者小林廉作(12) 明治 22 年1月 1 日～12 月 18 日〕

1.11 **開校**。

2.11 **憲法発式の祝賀。**

3.30 **證書授與式**をなす。

7.6 教員會議諸規定を議定し、之を決行する事とす。

教員(中略)

生徒

一　欠席の節は、其事故理由を書面に認め、当日、差出す可き事。但、一週間以上、欠席せんとするものは、其事故理由を認め、時日を限り、休校願書差出す可き事。(略)

7.8 第十四学區中津川學校概況の報告(但、明治廿二年一月より仝六月に至る)

一　教員(略)

一　生徒　一月より二月に亘り、冱寒の為め、出席生徒の若干分を減す。(中略)

一　管理　本年四月以降、教員の増加せるに際し、更に、監護の方法を設け、休憩時間に於て、生徒の監護に注意し、危険醜態の行為を制し、一般適宜の運動をなさしむる事とし、随て、教室出入の規律を整へ、勤勉遊戯の時間を判然く別せしむる等の事を実行し、且、毎週教員會議を設け、

諸般の事業を講究し、漸く整齊の條緒に就くに至れり。(略)

7.13 午後より談話會を開く。
本日、主唱者は学校諸員にして、賛成員とも云可きものは、酒井哲四郎、林淳一氏等の諸氏なり。午後一時、学校楼上場を開き、第一に、余先つ開會の主意、談話に依り都て、協同一治を計り、教育、衛生、農事、商工等を進むる等の事を陳へ、(略)

従明治廿二年五月至同九月
學 校 日 誌
中津川尋常小學校

〔明治 22 年 5 月 1 日～年 9 月 30 日〕

6.5 林淳一より、人身骨格、借用。即日返済す。

7.6 午后、臨時會を開き、教員、生徒の出欠規約、及、参観規則を議定し、図書器械管理記録を定め、尓来、実行する事とす。

7.13 一 午後二時より、講堂に於て、通俗談話會を開く。
會員。郡衙、役場、議員、及、有志等。
傍聴人。男女、生徒等、略。満堂。
事業。教育、農商業、衛生。
体裁。唱歌、談話、演説、化学(水・炭)実験、講話、演説、幻燈、唱歌。
右、昼夜開會の処、夜分に至り、大雨に付、延會す。

7.20 一 生徒一般へ、欠席の節は、届書を差出す旨、申渡す。

7.24 **閉校式。**

8.20 一 本日、休暇。后、**授業始め**。

従明治廿二年十月至
中津川尋常小學校

〔明治 22 年 10 月 1 日～12 月 27 日〕

10.7 ○明後日より、尋三年四年をし、掃除をなさしむに付、其由、申渡す。尋二年以下には、掃除補助せしむるに付、同断。

10.8 ○生徒掃除の義、準備来未だしに付、明後日迄、延引す。

10.9 ○箒、及、塵掃、新調す。

10.10○本日より尋三四年生に掃除、二年生以下、掃除補助をなさしむる事とし、本日に限り、一般に大掃除をなす。仍て、小使掃除は隔日(今日東一二年・明日西一年)になさしむる事と定む。

10.11○昨日より尋常科生徒に掃除を行はしむる事とせしに付、小使の掃除を、東西隔日とし、且、朝用意の点鐘を七分前と改む。

10.28○林淳一氏より、顕微鏡、借入る。

12.25○**閉校式**を擧行す。

明治 23 年

従明治二十三年一月　中津川尋常小學校日誌

〔明治 23 年 1 月 1 日～3 月 24 日〕

1.11 **本日より開校**。午後第十時より開校式を擧行す。(略)
第五　町村長、本校規則に拠り、欠席、及、賞罰法等の主意を述へ、併せて、本年より理事者も協力してなす云々を述ふ。(略)

2.8 吉村二郎、久しく(二年余)休業の処、来校せしに付、甲一年級に編入す。

2.20 一 四年生鈴木朝太、石田かと、長く欠席に付、督促状を遣す。

2.28 一 尋常科の大掃除、期日を毎週土曜日と定む。

3.6 一 昨日より疏水、暗渠、修増す。
一 教室床下、風通しを穿たしむ。
一 掃除器具、及、履物棚、不整頓に付、整頓方、注意の件を通告施行せしむ。

3.8 一 課後、大掃除。

3.15 一 大掃除を行う。

3.17 一 椅子二脚、新調。

3.22 大掃除

中津川尋常小學校
明治廿三年一月　日誌

〔記録者小林廉作か(13)明 23 年 1 月 1 日～12 月 25 日〕

1.11 **本日を以、開校**す。

3.28 **卒業證書、ならびに、修業證書を授與する其式**。
年度換り、来四月一日より、學校経済改正の件に、教員に云々もあり。旁、**四月三日迄休業**とす。

4.4 **開校。**

5.22 本月、二十五日より同二十九日迄、五日間、東京に於て、全国教育者大會を開く趣を以、其擧行の次第を大日本教育會より通知せり。左に。(略)

5.25 ○大日本教育會開會の趣旨を陳ふ。(中略)
○談話　五分間実験談問題・管理法(一)(中略)
○討議(略)　○會員　高嶺秀夫君の講談(理學教育の実施の一方案)(中略)

○會員　伊澤修二順君の講談（美育概論）（略）

5.31 農事休課に付、左の届書を出す。

御届

目今、校下、農事繁忙之際、生徒各自家事助成の為め、缺席多分有之。授業上、不都合を生し候に付、夏期休業繰替、来る六月五日より、同十九日迄、十五日間、休業候間、此段御届申上候也。

明治二十三年五月三十一日　校長姓名　印

郡長　并　町村長宛

6.21 金港堂より、能勢栄編、学校管理術を回送す。〔**この頃、学校管理の中に「衛生」も含まれていく。師範学校の学課及その程度（明治 19 年、25 年）の「教育学学校管理法」には、経済・衛生などが示されていく。**〕

7.22 近日、長崎縣下に虎病を発し、蔓延の兆ある由にて、豫防法に注意す可旨、町村役場より告知あり。

9.3 景況

聖影下賜の儀を、本縣より郡長に嘱任せられし旨を傳へ、校長、之を拝受す。（略）

11.20 生徒不就學、及、現級人員卒業生等の調査来る廿七日迄に、差出す可き旨を郡衙より役場へ回り之を達す。

11.29 正午時、勅語奉讀式を執行。

12.19町村役場主任、本多より、學校新築決算勘定、并に、圖面を借入度旨申遣し、即之を貸す。

12.22 生徒**授業を本日限り**とし、試験調査、及、調をなす。

12.25 本日、**閉校式**を執行す。

明治 24 年

〔24 年度（1991）の日誌は欠落している」『中津川市教育年表』第四集 1994 年、凡例〕

明治 25 年

明治廿五年日誌　中津川高等・尋常小學校

〔明 25 年 1 月 1 日～12 月 27 日〕

1.11**授業始め。**

3.2 種痘未済のものを、医師へ遣す。

3.29試験完了に付き、来る**三十一日迄を休業**とす。

3.30本縣藤尾書記官、飛騨地方より巡回し、本校構造を視る時に、校長他、出、加藤出頭す。

6.2 今日、農事繁忙に付、左の届書を出す。

農事繁忙之期に際し候付、例に依り、本月六日より二十日迄、十五日間、休業いたし候條、此段、及、御届候也。

月日　　學校

町村長宛

6.6 **本日より休業**。

6.21 **本日を以開校す**。

11.3 天長佳節祝賀の式を執行す。（中略）

本日、参観者。林、鷹見、横井、矢嶋、松山などの郡吏員なりし。〔**この林は、初代学校医の林淳一かどうか不明。**〕

11.6 郡衙より町村役場へ回り、別記の事件を鑑み、生徒の危険に注意す可きの通帳あり。

畧記

大阪府下大阪市東區高等小學校、第二分校に於て、運動會を擧行せんとする際、化学作用を実験するの目的を以、塩酸加里鶏冠石アンチモニー等を以、十月六日午後四時過き製造中、俄然爆発し、授業生一名即死、四年生一名、三年生一名、重傷。遂に死に至る。四年生一名、軽傷。治療中にて治癒の見込あり。

12.26 **本日、午前、閉校式**を執行す。

明治 26 年

明治廿六年　日誌　中津川小學校

〔明 26 年 1 月 1 日～12 月 25 日〕

1.4　本日役場より達令を廻送せり。

（中略）

小學校令第十二條第二項に依り、小學校教則左の通り之を定む。

廿五年十二月廿六日

小學校教則　四章三十四條より成る。（略）

1.9　學第二号、學事取調の件　　學第四号、継續教員心得の件

以上、郡役所発、役場より回達せり。

3.28 本日、**證書授與式**を執行す。

6.10 来十二日より二十五日迄、農期休業に付、本日を以、**授業を休す**。

6.26 **授業を始む。**

10.16 **本日より二週間、農期休**をなす。

10.30 **本日より授業を始む。**

11.27 林淳一、常設學務委員に選任相成候旨、町村役場より通知有之。〔**学務委員の林淳一、初出。**〕

12.1 本日、林學務委員出校。高等科第三年、四年生

に一場の演説をなし、且、校務の状況を談議す。
12.25 本日、**閉校式**を執行す。

『資料　興風学校日誌』第三集

明治 27 年

明治二十七年
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明 27 年 1 月 1 日～9 月 8 日〕

1.11 本日を以て**新年の開校**とす。
本年學校に関係する職員、管理者、即、組合長村長は、専任學務委員林淳一（昨年十二月就職す）、訓導兼校長兼學務委員小林廉作（中略）とす。

1.18 新任、本郡々長國井清廉氏の学校巡検あり。随行、学務主任郡書記平塚純一郎、同雇松山政近、市岡町長、小栗助役、林学務委員も亦出頭せり。

3.25 文部省訓令第四号（略。就学義務に関して）
一　明治二十三年勅令第二百十五号小学校令第二十條に揚ぐる学齢の計算は満六歳に達したる翌月より起算し、満十四歳に達したる月に終る。
二　同令同條に揚ぐる就学の義務を生する期限は児童の満六歳に達したる其年、又は、翌年に於ける次回の学年の始とす。但、次回の學年を待たず其学年中に於て入学を許可することを得。
従前の指令に於て本令に抵触するものは、都て、廃止す。
明治二十七年二月七日　　文部大臣井上毅

3.28 本日を以て**卒業證書、并に、修業證書を授與す。**
（略）
一　一同敬禮。
二　君カ代の唱歌。
三　勅語奉読。
四　證書授与、褒賞授与。
五　校長演説、林学務委員演説、生徒総代市岡正亮答辞、教員小池鎌吉祝辞。
六　蛍の光り唱歌。畢りて生徒一同に菓子を與う。
本日臨席したるは市岡町村長、林学務委員等なり。

4.2 本日より**授業を始む**。

4.9 林委員出校、生徒の机を注文す。

6.10 東京講習會の件、市岡の発議にて費用を請求せは、如何の問題に付、林委員へ協議せしが、先つ止めとなし、他校参観の都合に付き、旅費三円を請求したり。但、市岡其事に当ることに定む

7.1　本日より、學務委員會を西生寺に開く。本町より出會せしも、市岡町村長、大山助役、學務委員林・小林なり。

7.4　本日にて、学務委員會、閉つ。其間、小林、学校に出席なし。本會は、郡長會頭となり、学務委員の職務に関する事件にして、其重なるものは、学務委員執務時間（一週二回）、学校管理、学校衛生、学校諸帳簿表等の準備、女子奨学の為め裁縫科を設くること、教員の進退、補習学校等の事なりき。

7.19 町村役場より、講習會への入會のもの申し出之有る様、通牒あり。林学務委員と協議の上、楠峯三、伊藤南壽の両名入会會とし、其他を壱週間出會の都合に届出す。且、校内普請の為め、八月一日より一週間、夏期休業とする筈に協議す。

7.26 本日午後一時より過般学務委員會の結果により学務委員、并に教員の集會をなし同會の模様を報導す。

8.8 来る**十六日まで休業**とす。

8.17 **本日より授業を始む。**

9.4 文部は八月廿九日を以、左の訓令を発令されたり。
文部省訓令第六號　北海道廳、府縣小学校は、小学校令第一條の示す所に依り、児童の体育に留意し、教育の完全を期せざる可からず。我国、旧来、弓馬槍劍の武藝に行はれ体育の道に於て、缺くる所なかりしも、維新後、兵制變革の為、或、種の武藝は、其必要を失ひたると同時に、体育の衰頽を致せること、又、教員、及ひ生徒か学問知識の進に急にして、動もすれば、知育の一方に偏響せること、及ひ、社會一般の衛生の必要を感すること未だ深切ならざる事、是等、数多の原因の為に、各般の学校に於ける体育、及ひ、衛生の方法は、仍不完全なるを免れず。殊に小学教育の時は方に、身体発育の期に當り、一たび傷害を受くるときは、其患者は終身に及び、哀むべきの情況を呈せんとす。今、小学校における体育及衛生に関し訓令すること左の如し。（一～九項、略）
明治廿七年八月二十九日　　文部大臣井上毅

自明治二十七年　十月
至明治二十八年五月
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明治27年10月22日～28年5月15日〕

10.22本日、放課后、職員会議を開く。學務委員林淳一氏も、同会議に列席せらる。

10.26今日、五日以上欠席生徒の父母、後見人へ、督促状を発す。

11.19町長市岡、学務委員林の両氏、巡視す。

11.29放課後、職員会議を開く。学務委員林淳一氏、出席せらる。

12.27本日、**閉校式**を行ふ。

明治 28 年

1.11 **始業式**を行、後、一時間授業して休業。
本小期より、授業週録を記載する事とす。

3.28 **證書授与式**を行ふ。

自明治二十八年六月
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校　明治28年6月10日～10月28日〕

6.10 **本日より**向十五日間、乃ち**廿四日迄**、**農業休業**。

6.25 **本日開校**。雪隠、改造竣効す。

7.12 尋常一年生、大山利一、吐瀉病を発す。

自明治廿九年一月
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明治29年1月1日～4月30日〕

1.11 **開校式**を行ふ。

2.5 無断欠席五日以上に及ぶ生徒は、直ちに督促相成度。再應督促状を発するも、尚ほ出席せさるものは、等閑に附せず、御申出相成候也。

3.6 各教室に於て、修繕、并に新調を要する生徒用机、及、腰掛有之候は、至急、御申出有之度候也。

3.28 **証書授与式**。臨席者、国井郡長、林學務委員。

4.1 學年**始業式**。

自明治廿九年五月
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明治29年5月1日～9月2日〕

自明治三十年一月
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明治30年1月1日～3月1日〕

1.11 **始業式**挙行。

2.3 醫師林、山川、曽我三君にて、本校職員生徒に、種痘せられたり。

2.9 医師、林氏来校。種痘感否の検査を行はれる。

自明治三十年五月十九
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校　明治30年5月19日～31年3月28日〕

7.26 小學校授業料細則（中略）

第二條　物品、若くは、労力を以て代納せんとする者は、物品は二名以上の評價人に付し、労力は時價相当の日傭賃銭により算定するものとす。

第三條　児童を保護すへき者、貧困の故を以て授業料を免除するものは、町税免除のものに限るものとす。但し、特別の事情により、免除出願の者は、調査の上、免除を与ふべし。

第四條　小學校の休業、又は、児童出席停止、若くは、病気等により、欠席全月に及ふ時は、其月の授業料を徴収せさるものとす。

〔8.13～8.15 記録なし。夏期休業か。〕

10.16明後**十八日より、卅一日まて**、二週間、**農事休業**の事。

11.15 訓導、兼、校長、三宅成城、本日午后一時、出校。生徒一同へ、赴任の披露をなす。
町長市岡、学務委員林、臨席。

12.1 林学務委員、来校。

12.20 教室の洒掃をなさしむ（人夫雇入）。

12.2 昨日より欠席中の處、尋常4学年、近藤△△、実布到里亜病に罹りたる趣にて、本日、授業後、其筋より消毒の為め、来校。同教室全部、消毒。

12.22 実布到里亜、及、麻疹流行に付、生徒に訓諭せしむる所あり。

12.23 教室全部、大掃除。

12.24 大掃除、前日の如し。生徒、昇降口、改築。

12.25 掃除、前日の通り。

12.27 本日、**終業式**を挙行す。

明治 31 年

1.12 加藤訓導、及、仝雇は、家族中に実布到里亜患者

ありし為、出席せられす。

本日、**始業式**挙行。

1.13 林学務委員、来校。

2.3　洒掃具の錠前を定す。

2.10 教室備付の墨取、新調。器械入戸棚、新調。

2.21 清掃。

2.25 井戸浚へ及水浚、修繕に着手する。

3.28 **証書授与式**を挙行す。

自明治三十一年日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明治31年4月2日～32年3月10日〕

4.4 入学式及**始業式**を挙行す。

4.5 校舎修繕、竣工。

4.6 職員の事務分掌を定む。校務の種別を改定す。庶務、校務、図書、器械の四掛、担任者、及、細則は回付簿にあり。

4.12校舎修繕費、額、九十一円八十五銭。

4.22 林学務委員、出校。

4.29 本日、生徒の帽子、弁当の位置を確定す。

5.2 高等一、二學年、教室、及、机、修繕に付、同學年に限り、午前中談話なし。午後より休課とせり。

生徒用机、及、腰掛、大三十一脚を改造す。

5.3 体格検査表、及、用箋を制定す。〔「体格検査」初出。開始に向けて、記録表・用紙を準備している様子。当時の「身体検査は、「体格検査」という通称で呼ばれていた。山本拓司「国民化と学校身体検査」(大原社会問題研究所雑誌 488 1999年)34頁。活力検査の沿革については、大西永次郎「学校身体検査に就て(上)」(『学校衛生』第15巻 帝国学校衛生会 1935年) 685頁。身体検査については、まず、明治 30 年3月、学生生徒身体検査規定(明治三〇・三・一五訓令第三号〕が公布された。直轄学校を対象とし、四月と十月に実施、医師に行わせ、検査項目は身長、体重、胸囲、肺活量、脊柱、体格、視力、眼疾、聴力、耳疾、歯牙、其他である。記録の様式がある。次に、明治 33 年 3 月 26 日、学校生徒身体検査規定(明治三三、三、二六省令第四号)が、省令として公布された。直轄学校以外の各学校を対象とし、学校医に行わせ、検査項目中、肺活量はなくなり、疾病が明示され、栄養不良など記入するようになる。文部省監修 学校保健会編集『学校保健百年史』(第一法規出版 昭和 48 年) 72－74頁。〕

5.6 本日、高等四、三、二學年、体格検査、施行。

〔直轄学校でもないのに、明治 30 年の時点で体格検査、すなわち、身体検査を施行している。〕

5.7 本日、午後、高等一年生、体格検査、施行。

5.9 尋常三年男女、体格検、施行。高等女一、二、三、四年、午後、体格検査、施行。

5.11 机、改造成功。総数、七十脚。

5.12 市岡町長、大山助役午后来校。増築協議の為め。

5.13 高等科第一學年、遠山巌、運動場にて運動器械にて、頭部に負傷し、曽我医師、手当をなせり。

5.18 湯飲所を設け、生徒の飲用に便す。

5.24 机腰掛、各々十一脚、新調。乙号、八脚丙号三脚。

5.31 午後、高等三、四年、体格検査、施行。右により、林学校医、来校。

〔「学校医・林」初出。学校医制度は、まず、「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」(明治三一、一、一二 勅令第二号)、次いで(「学校医職務規定」(明治三一、二、二六省令第六号)および「学校医ノ資格」(明治三一、二、二六 省令第七号)が規定された。 文部省監修 学校保健会編集『学校保健百年史』(第一法規出版 昭和 48年)112－113頁。〕

6.1 高等二學年、体格検査、施行。林学務委員、来校。(中略)**本日より、本月二十日迄**、川上分校は**夏期休業**、繰替、**農事休業**とす。

6.3　林学校医、来校。

6.7　林学務委員、来校。身体検査の為め。

6.8　林学校医、体格検査の為め、来校。

6.10 林学校医、暫時、来校。

6.11 **本月十二日より、廿六日迄、農事休暇**に付、尋常科最終、即、三時間目に於いて、**閉校式**を施行し、校長の誨告あり。高等科は第四時間目に於て、**閉校式**を施行し、校長の誨告あり。

6.27 農期休業後の**開校**。

7.12 林学校医、体格検査の為め、来校。

7.13 本日より、両陛下の御眞影に対し奉り最敬礼を行ふ。

7.14 林学校医、来校。尋常二学年、体格検査、施行。

7.15 學校医、林学務委員、林来校。尋常一学年、体格検査、施行。

7.21 本日、高等科第四年、大山利一、玄関前整列中に卒倒し、直に、林校医に通知し、治療せり。

7.22 林学校医、出校、各学年、体格検査残の分を、検

査せり。

8･1 赤痢病、流行。予防法に就き、校長より生徒一般に訓諭あり。

8.3 本日より生徒をして、一旦煮沸したる湯水を用ひしむ。

8.8 明後日は、国会議員撰挙に於いて施行に付、**休校**。

8.26「毎朝　最敬礼」を行ふ以来、室内に於て最敬礼を行ふは、本日を以て嚆矢とす。

9.5 林学校醫、来校。

10.14 尋常三學年、三宅忠一、疥癬病に罹り、岐阜縣第六十九号に由、快癒に至る迄、出校を停止せらる。

11.18名古屋永東書店より、児童研究第一号、寄贈せり。**〔児童研究は、子どもの健康・衛生に関する記事が少なくない。〕**

12.27本日、**閉校式**、挙行。本日より来年一月十日迄、**冬期休業**。

明治 32 年

1.11 本日、**開校式**、挙行。去る四日、暖爐九個（一個八円二十銭）を据付り。但し、各教室に一個づゝ。

1.20 本日、寒暖計十個買入れ、各教室に備付けたり。一個十七銭五厘。

十能、十個（大五個、小五個）、蒸発鍋、九個、買入れ、各教室へ備付けとせり。**〔十能とは、スコップの形をした炭や灰を運ぶための家庭道具・農具。〕**

1.31 裁縫机、十五脚、新造。一脚九十銭。

2.8 本日、教室暖爐の位置を変更し、煙筒を増長せり。

2.11 林、市川、両學務委員、出校式に列す。

2.13 大山助役、林、市川、矢野等の新築委員、来校。協議をなせり。

2.20 林学校医、来校。

2.25 頃日、暖気大に増し、本日の如きは、殊に、温暖にして、寒暖計六十八度を示し、恰、陽春如し。

3.7 林学務委員、来校。

自明治三十一年
日誌
中津川尋常高等小學校　駒賀野分教場

〔中津川駒賀野分教場 明治31年4月4日～32年4月17日〕

〔分教場の日誌には、身体検査の実施シーズンの4月や5月に、その記録が見当たらない。〕

6.11 明日より二週日間、**夏期休業**の繰り替へ休みをなす。

6.27 本日、**始業**

7.28 林学校醫、出校。生徒、身體検査を行ふ。**〔分校では7月に身体検査が行われた様子。本校は5月6日～7月22日に実施。〕**

8.13 明十四日より、来廿八日まて、二週間、**臨時休課**。

12.24 本日にて**授業は終はり**にして、**廿五、六日の両日、休み**。**廿七日、閉校**の旨、申渡せり。

明治 32 年

1.11 **開校**に付ての談をなし、生徒を帰へしたり。

2.2 昨夜中、賊忍び入り、算術教科書一冊より七に至る七冊、及、備品目録、但、三十一年四月調査のものを盗み去り、本日、午后二時、警察出張され、現場を見て、帰途に就かれたり。

3.7 本日、午前十時五分に地震あり。生徒を率井て、出て、樹木をみつに、其の枝、凡、一尺位左右せり。**〔防災避難の引率をしている。〕**

明治 32 年（続き）

4.4 本日、本校より此分教場に移轉す。

4.6 校内清潔法を行ふ。

4.17 市川学務委員、便所の件にて来校。

自明治三十二年
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校　明治32年4月1日～33年3月30日〕

4.27 授業后、校長より、去る廿二、三日の両日に行はれる恵那郡教育諮問會の報告ありたり。

5.29 学校醫、出校。生徒体格検査を行ふ。

6.8 過日注文せし體重計、壱台（代金二十圓）、ルンゲ氏炭酸定量器、壱具（代金三十六銭）、巻尺布製、壱個（代金二十七銭）、本日到達せり。

7.20 明後日より**夏季休業**すべきより、**本日迄にて、授業は終り**に付、生徒の諸器具を持ち帰らしむ。

7.21 各生徒に、夏期休業中の心得、及、夏期衛生の心得書各一枚つをつゝを配與なし後、校長より夏期休業中の事に就て訓戒等ありて、午前十一時に一同帰宅せしむ。

8.7 **生徒一同を召集**し、尋常科第三学年以下と、尋常科第四学年以上の二つに分ちて、一場の告諭をなし、後、敢ず時に午前十時餘。

8.25 職員生徒を外界上、隔離したる**夏季休業も、昨日を以て終り**を告げ、月餘乃至二週日、相見さりし

職員生徒は、本日午前八時より、楼上に會して、和氣靄然の一團を現出しぬ。

11.13 林校醫、来校の上、生徒体格検査を行ふ。

11.15 午後、林学校醫、来校の上、生徒の体格検査をなす。

11.17 林學校醫、生徒の体格検査を行ふ。

12.6 尋常四學年以上に、ペスト病予防心得を与ふ。

12.25 来る廿八日より、**冬期休業**すべきにより、**本日限にて、授業を終り**、生徒に諸器具を持ち帰らしむ。

12.26 **臨時休業**にて大掃除をなす。且、又、本校、増築校稍落成に付き、駒賀野分校男高等科生を移すに付、駒賀野分校より、教具器械等を本校に運ぶ。

12.27 **終業式**を行ふ。

明治 33 年

1.11 本日、午前十時、**開校式**挙行。

1.18 看護当番、配当。左の如く定む。〔**何の為の看護かは不明。**〕

2.10 午前三時間目、新校舎体操室にて、生徒一同合唱練習をせり。

3.30 **卒業**、及、**修業證書授与式**を挙行す。

自明治三十三年
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明治33年4月4日～34年3月28日〕

4.24 林學校醫、体格検査の為、出校。

4.25 林學校醫、生徒体格検査の為、出校。

4.27 林學校醫、来校の上、生徒の体格検査をなす。

5.1 林學校醫、来校の上、生徒の体格検査をなす。

5.4 林學校醫、生徒体格検査の為、来校。

5.8 林學校醫、生徒体格検査の為、来校。

5.15 林學校醫、生徒体格検査の為、来校

5.23 林學校醫、来校の上、生徒体格検査をなす。

6.20 大掃除をなす。明廿一日より廿五日に至る五日間、当校内に於て、恵那郡教育會の害虫駆除講習會に付、**臨時休業。**

7.23 明後廿五日より八月三十一日まで、**夏期休業**すべきにより、都合により、本日は午前限りにて、休業の上、生徒に諸器具を持ち帰らしむ。

7.24 各生徒に、夏期休業中の、心得、及、夏期衛生の心衛(ママ)等に付て、訓誡ありて後、大掃除執行の上、午前十一時、帰宅せしむ。

8.20 生徒一同を体操室に集め、夏期衛生等に付、告諭をなす。

9.1 夏季休業も作日を以て終りを告げ、**本日より修業**す。残暑甚しきが故、午前四時間授業とす。

9.10 小林訓導、病気にて引籠りの処、本日、死去せられたり。

尋常科一学年の父兄懇談会を、午後一時より會開す。来會者、大凡八十名なり。

懇談会順序

一 午后一時より実地授業
　尋常科男 読書科 習字科
　尋常科女 読書科 算術科
一 午后三時より懇談
一 家庭心得書配布
一 教授器具機械標本縦覧
一 午后六時散会

9.14 昨十二日故小林訓導葬式付当校職員生徒一同会葬す

10.24 林學校醫、生徒身体検査の為、来校。

10.26 林學校醫、生徒身体検査の為、来校。

11.14 林學校醫来校。

11.15 林學校醫、来校。

12.10 ストーブを各教室に据付け、本日より焚火す。

12.25 午後より、大掃除執行の為、休業す。

12.26 **終業式**を行ふ。

明治 34 年

2.2生徒教室の出入り、便所取締、其他、二、三件に付、職員會議を開く。

2.23 **本日より**、高等四学年以上に、**撃剣**なさしむ。

3.28 **卒業**、及、**修業證書授与式**を挙行す。

自明治参拾四年度
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明治34年4月1日～35年3月27日〕

4.2 暖爐を取片付く。

4.30 尋常科一学年、吉村喜一郎、疥癬病に罹り居りしに付、全快迄、停學を命ず。

5.16 本年、高等科卒業生は、撃剣道具一個(代價五円五十銭)、本校へ寄附。

5.20 大山甲子郎氏より、柏倉計數器、一個寄附。

6.7 過日注文せし、理科器械(クローム電池地球儀等、

十七種）の一部、到着す。

7.6 和田中津警察署長、来校の上、尋常四学年以上の生徒に対し、有害性着色料の菓子玩弄物、及、清涼飲料水、其他、衛生に関する説話あり。
安藤郡視學、又、衛生に関する説話ありき。

7.13 本日より、水を飲むを禁じ、湯を飲ましむ。

7.28 三宅校長は、夏期休業中の心得に付て、訓戒あり。後、生徒一同は、各教室に退き、更に、主任より休業中、心得書の配布を受け散ぜり。

8.10 生徒を、尋常四學年以上と以下の二つに分ち、各學年より一名づゝの生徒に命じ、休業後、本日迄、経過せし行為事項に付、説話せしめ後、校長より、休業中の注意に付て教訓ありき。

8.20 生徒一同を体操室に召集し、三宅校長より、休業中の心得に付て、教訓あり。生徒よりも説話ありき。

9.26 八神商店へ注文せし理科器械（ダニール電池三氏寒暖計圧壓上ポンプ、眼球模形弧状電燈）、本日到着す。

10.9 林學校醫、生徒身体検査の為、来校。

10.22 名古屋市中央商會、消化器販賣店特派員、大内鹿次郎氏来り。消化器の使用法をなす。

11.3 天長節祝賀式挙行。但、午前九時三十分、始式。
仝十時三十分、了る。
参列員、安藤郡視學、渡辺、志田、村上郡書記、西田縣苗圃管理者、大山助役、林、市川學務委員、其他、町會議員、父兄數十名なり。

11.5 高等科一學年、小木曽よね、去る十月十六日、運動中、負傷し、治療の為、浅い醫師方へ行きしに付、金四円、見舞として職員生徒より与へたり。

11.16 事務分掌規定に付、職員会議を開く。次に三宅校長は、事務分掌を左の如く区分して、各主任を定めらる。
女子部長　小川孝　男子部長　森次治郎
表簿掛　主任小池鎌吉　　係員 楠峯三　安池英治
古橋又四郎
器械掛　主任小木曽精一　係員　加藤作之助
土田す衛
需要品掛　藤田庫吉
図書掛　主任古橋源次郎　係員溝他惟
衛生掛　山下清次郎　　係員小池みや

12.2 高等女一、二学年、及、尋常科、各教室にストーブを備付く。

12.3 本日、優等生褒賞授与式、並に、中津町教育会発会式を挙行し、併せて、父兄懇談會を開会す。
来賓には、若林郡長、和田警察署長、棚橋税務署長、安藤郡視學、各郡書記、大山助役、市川、林學務委員、町會議員、其他、来會者二百余名なり。

12.12 中津町醫師、曽我長三より、健康唱歌三百六十二部、寄附。鋼鐵製軽便消火器、四升、入。代價金四円にて買入る。

12.14 名古屋市岡谷惣助店へ注文之ストーブ、七個、来着。

12.21 新校舎各教室へ、ストーブを備付く。

12.26 午後より大掃除を執行す。

12.27 午前九時、**終業式**、執行。

明治 35 年

1.11 午前十時、**始業式**を挙行す。

3.3 消火器、四個、買入る。

3.4 消火器、壹個、購入す。

3.25 本日、午前限りの授業にて、午後第一時、証書授与式に付て、唱歌練習をなす。
大掃除をなす。

3.27 **卒業**、及、**修業證書授与式**、挙行。

自明治三十四年
日誌
中津川尋常高等小學校　川上分教場

〔中津川尋常高等小学校川上分教場 明治34年5月3日～35年3月22日〕

5.22 自明治卅三年四月至、仝卅四年三月、出席児童総数、及、欠席児童総数調査の上、差回べく、本校より知らせあり。

6.11 一学年、安藤こう、病死せし届出。

8.1 本日より五日迄、第五支会夏期講習会、相開き、学校衛生、及、会員中、三、四の講話をなす。

9.17 市岡との、市岡しげ、欠校に付、督促状を送る。

10.4 来る六日、本校に於て、第五支会開催の旨、通知あり。本日、衛生掛り、巡回す。

12.27 本日を以て、**閉校**となす。

明治 35 年

1.11 例の如く、本日を**開校**。

自明治参拾五年度
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校。明治 35 年 4 月 1 日～36 年 3 月 25 日〕

4.23 林學校醫、生徒身体検査をなす。傘、五拾本、購求。
4.30 生徒用机(丁號)十脚、新調。
6.9 白鼠の内臓標本(代價、三円五十銭)、名古屋市波那屋商店より購求。
6.17 本日より、水を飲むを禁じ、湯を飲ましむ。
7.18 本郡、夏期講習會、本月廿一日より、当校内に開會に付、都合より**繰替へ夏期休業**とし、本日、**閉校式**、挙行。
8.5 生徒一同を新校舎に召集し、三宅校長より、左の件に付き、訓誡あり。
一 復習をなすべきこと
一 衛生上、注意すべきこと
一 家事手傳をなすべきこと
10.9 林學校醫、生徒身体検査の為、来校。
10.11 林學校醫、生徒身体検査の為、来校。
11.17 本日より、劣等生限り、正課時間後、三十分間、特に、毎日(土曜を除く)教授することを初む。
12.27 **終業式**をなす。

明治 36 年

2.12 昨日は紀元節の式を挙ぐ。学校以外の参列者は、町長、校医、市川学務委員、其他父兄、殆と二十名。
3.2 ストーブを焚くこと、本日限りとせり。
3.12 優等生、褒章授与式、懇談会、町教育会を開き、生徒の成蹟品、并に、製作品を展覧に供し、且、生徒の講話綴方(即題)、体操遊戯等の実地を父兄に示す。参會者は、郡長、視学、助役、校医、学務委員、警察署長、其他、官吏、父兄を合せて、三百余名。
3.25 本日は**修業、卒業証書授与式**、挙行。

自明治卅六年度
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明治 36 年 4 月 1 日～37 年 3 月 31 日〕

5.30 林學校醫、来校。同席生徒に對し衛生(脊柱、耳、目、口、鼻、身体の清潔を主として)の講話をなし、実行を促す。
6.6 高等科女生徒の講話会を開く。林學校醫、生徒に對し、身体保養の講話をなす。大要、前回、男性の時の如し。
6.30 仐棚延長、三十間、女生徒昇降口、蹈板張、及び、器械体操柱改造。
7.29 夏期休校。**閉校式**を挙げ、休校中の心得を喩示す。
8.7 本日尋四、三学級の生徒を召集し、校長の訓辞。児童の講話等ありき。
8.8 本日も亦、高男全体を召集し、児童の講話、及、校長の訓辞ありし。
9.1 **開校式**を挙行す。
11.14 校医、トラホームを検す。〔**トラホーム初出。**〕
11.16 校医、トラホームを見る。
11.18 校医、トラホームを見る。
11.20 校医、トラホームを見る。
11.28 校医、トラホームを検す。
12.11 校医、トラホームを見る。
12.26本日、**閉校式**を挙ぐ。

明治 37 年

1.11 開校式を挙ぐ。昨日、校醫、トラホームを検す。
2.4 校醫、トラホームを検す。
2.23 日露事件に関したること、及び、之を利用する件(郡長諮問會)に付、職員會を開く。
3.4 校醫出校。尋常、及び、高等の一部、眼疾診験。
3.8 林校医出校。高等生の眼疾を験す。
3.26 **証書授与式**を行ふ。

自明治三十七度
日誌
中津川尋常高等小學校

〔中津川尋常高等小学校 明治 37 年 4 月 1 日～38 年 3 月 25 日〕

5.9 校医、来校して、体格検査の一部を行はる(尋男二、三、及、尋女二)。
5.11 校医来校。体格検査の一部を行はる(高男一、二、三、四、及、尋女二)。
5.17 校医来校。体格検査の一部を行はる(尋男四、及、尋女三、四)。
5.18 校医出校。体格検査の一部を行はる(高女三全体、高女全員)
5.20 校医出張。体格検査の一部を行はる(尋一、及、欠席児童の残部、職員の健康診断)。〔欠席児童についても、もれなく実施している。職員にも行っている。「健康診断」初出。〕
5.31 本年四月執行の身体検査の統計表を、其筋に報告す。〔**「身体検査の統計表」結果の「報告」初出。「其筋」とは、郡や県などの教育行政機関か。**〕

6.1 本日第四時の終りに約三十分間、尋三以上、各学年の児童を雨天体操場に集め、校長より、害虫駆除に関する一場の訓話をせられたり。

6.9 校長より、害虫駆除に関する件、并に、南山の激戦に名誉なる戦死をとげられたる、我忠勇なる玉田少尉につき、訓話ありき。

6.20 午后より、校医、出校。トラホーム患者（各年級）百七十四名の診断を行へり。〔**174 名の診断を行っている。**〕

6.2 本夜、昨日、校医に診断の結果、トラホーム重患者と認めし三十余名の父兄を出校せしめ、トラホームに関する談示ありたり。〔**重患者 30 余名を特定していることから、昨日の 6.20 の患者集団への診断は、集団検診すなわち、軽症と重症をふりわけるスクリーニングを目的としていたらしい。父兄に「談示」したとする記事は、現在の学校保健安全法の第9条（保健指導）「必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行う」の件が想起される。**〕

6.22 本日、午前十一時に、約廿分、トラホーム重患者児童に、校長より注意ありたり。

7.5 本日より、校医（代疹）〔**代診か**〕、出張。軽患者百餘名に、治療を施すこととなれり。〔**学校医による「治療」初出。**〕

7.6 本日は校医の出張はなかりしも、或る一部の軽患者の治療、行はれたり。〔**校医不在のなかで「治療」とある。教師が何かの処置を行ったのかもしれない。**〕

7.12 林校医、午后より来校。軽患者の診断を行はれたり。

7.30 午前七時四十分より、雨中体操場に於て、**終業式**施行。午后より、校医出校。軽患者の診断を行はる。

8.10 第一回児童の召集を行はる。

9.1 **始業式**、施行。

9.5 校医出張。トラホーム患者（重軽とも）の診断を行はれたり。

9.19 七拾貳銭也（教育時論、時六九二号、至七〇〇号、九冊代）請求により、小為替にて送れり。

10.4 午后より、林校医出張。トラホーム患者（重症）の診断を行はれたり。

10.27 第五時、一時間休業せり。今夜開催さる幻燈会の準備のために、午后六時よりどう仝八時半迄、本校雨中体操場に於て、幻燈を以て、日露戦争画を映写し、尋三以上の各学年に観覧せしめ、戦時教育を施せり。

10.28 本日午后六時より、雨中体操場に於て、父兄会開会、併て、日露戦争の画を幻燈にて映写して歓覧せしむ（尋二壱と共に）。而て、校長よりは教育上の談話を縷々述べられたり。

11.2 第一時のみ授業をなし、夫れより大掃除、并に明日の準備のため、休業となす。

11.24 林校医、出校。高等科全体の眼の診断をなされたり。

12.1 欠席児童を役場へ報告す。

12.2 本日、第五時全部、大掃除をなす。

12.7 今夜、第二期実業補習学校の開校式施行され、安藤郡視学、警察署長佐藤、市岡町長、大山助役、林校医、其他、町会議員、義勇会、評議員等の来賓ありき。

12.13 林校医、出張。尋二以上、未済分の診断を行はる。〔**眼疾の診断か。12 月 19 日の記事を参照。**〕

12.19 林校医、出張。尋一、及、未済の分の眼疾診断を行はる。

12.26 第二時迄授業。第三時唱歌の打合せ。午后より、大々的掃除、施行。

12.27 **終学式**施行。

12.28 本日より来る一月十日迄、**冬期休業**。

明治 38 年

1.11 **始業式**、施行。式后、各教室の掃除、及、整頓をなし、退校せしむ。

2.10 午后の第一時に、唱歌の練習会。第二時に、大掃除をなす。

2.27 林校医、出校。眼疾患者の診断を行はる。

3.25 午前九時より**証書授与式**を行はれたり。〔以上〕